

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました

(令和元年7月12日付け基発0712第3号)

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためのガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。
(例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)

○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。
(例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。
(例：健康診断、職場体操)

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業員や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

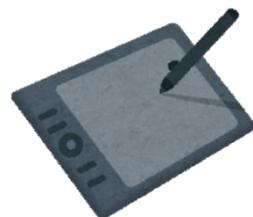


ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。
作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(旧)からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容(概要)

旧	VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理	健康管理
A	1日4時間以上	単純入力型、拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1, 2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 *作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 *作業区分Aは、1日の連続作業時間への配慮	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整 健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 *作業区分Bは、筋骨格系検査については医師の判断による
B	1日2時間~4時間	単純入力型、拘束型、 対話型、技術型、監視型、その他の型			
C	1日2時間未満 1日4時間未満	単純入力型、拘束型 対話型、技術型、監視型、その他の型	必要に応じ上記に準じて行う		自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う

新	作業区分の定義	作業環境管理	作業管理	健康管理
拘束性のある作業(注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であつて次のいずれか： ・常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1, 2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 *「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う
それ以外(注2)	上記以外の情報機器作業対象者			

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの(全ての者が健診対象)

注2：上記以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)